

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

- ◇規 則 狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則  
鳥取県会計規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 健康保険法による保険薬剤師の登録  
国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの  
国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの  
争議行為を行なう旨の通知  
入会林野整備計画の適否の決定  
保安林予定森林  
土地改良区の設立の認可  
基本測量を実施する旨の通知  
開発行為に関する工事の完了  
都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧  
昭和三十九年四月鳥取県告示第百九十九号の一部改正  
鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則中訂正
- ◇正 誤

## 規 則

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規程をここに公布する。

昭和四十七年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第三十七号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則(昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。  
第一条の五を削り、第一条の六を第一条の五とし、第一条の七を第一条の六とする。  
第六条の二を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第三十八号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。  
よ別表第一の一の表中「及び八頭郡」を「八頭郡及び気高郡」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 告 示

#### 鳥取県告示第三百十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十七年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
貝 田 理 子	鳥薬第一六四号	昭和四十七年四月十二日

#### 鳥取県告示第三百十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の

規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国医第一、六六五号	竹 下 研 三	昭和四十七年三月一日
〃 第一、六六六号	荒 木 真 澄	〃 二十三日
鳥国業第一 二六三号	坂 口 伊 代 子	〃 十六日

#### 鳥取県告示第三百十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
神鳥眼科医院	米子市博労町四丁目三三一	昭和四十七年三月十五日
岡齒科医院	上後藤三〇四の三	"

鳥取県告示三百七十七号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取衛生公社労働組合執行委員長内村智胤から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件

昭和四十七年賃上げ要求に関する件

二 日時

昭和四十七年四月三十日からこの事件が解決する日まで

三 場所

鳥取衛生公社の経営する全職場（鳥取市、国府町、郡家町、河原町、岩美町、福部村及び気高町）

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第三百十八号

東伯郡三朝町大字東小鹿東小鹿入会林野整備組合代表者東伯郡三朝町大字東小鹿七二三番地村岡薫から申請のあった入会林野整備計画については、昭和四十七年四月十七日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

東小鹿入会林野整備計画書の写し

二、縦覧に供する期間

昭和四十七年四月二十六日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第三百十九号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字池端二〇三二

## 二 指定の目的

潮害の防備及び公衆の保健

## 三 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、択伐とする。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第三百二十号

八頭郡佐治村大字津無三六〇番地奥田優ほか十七人の者から設立認可申請のあつた飯盛山土地改良区については、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年四月二十日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第三百二十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 作業種類

基本測量(菱形基線測量、復旧測量及び四等三角測量)

## 二 作業期間

昭和四十七年五月八日から昭和四十八年二月二十八日まで

## 三 作業地域

倉吉市、鳥取市、国府町、郡家町、河原町、三朝町、関金町、西伯町及び日南町

## 鳥取県告示第三百二十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 許可番号

昭和四十七年一月二十八日 鳥取県指令受都計第二千七百四十四号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市今在家字塚端二八十二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市尾高一二二五 本田大介

鳥取県告示第三百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画ごみ処理場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において縦覧に供する。

昭和四十七年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百二十四号

昭和三十九年四月鳥取県告示第百九十九号（鳥取県指定金融機関の名称、位置、出納区域及び取扱事務について）の一部を次のように改正し、昭和四十七年五月一日から施行する。

昭和四十七年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社山陰合同銀行上井支店」を「株式会社山陰合同銀行倉吉駅前支店」に、「株式会社山陰合同銀行浦安支店」を「株式会社山陰合同銀行東伯支店」に改める。

正 誤

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則（昭和四十七年三月鳥取県規則第二十号）中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正  
一 下 終わりから九 規定にる 規定による